【重要事項説明書(医療保険)】

1. 事業所の概要

事業所及び所在地	よつば訪問看護ステーション 〒561-0834 大阪府豊中市庄内 電話番号:06-6151-4847 FAX都	
提供可能サービス及び 事業者指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護	大阪府 2764091050 号
通常サービス実施地域	吹田市・豊中市・大阪市泊	定川区・その他別途相談

2. 事業所の目的および運営方針

	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運
事業の目的	営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予
	防訪問介護の提供を確保することを目的とする。
	①指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の
	指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質
	の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・
	回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医
	療が継続できるように支援するものである。
運営方針	②指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して
	位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関して
	は管理者の責任において実施する。
	③訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医
	療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、
	協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

3. 事業所の職員体制

事業所の管理者	諏訪下 大和			
職種	人員	職種	人員	
管 理 者	1 人	理学療法士	3 人	
看 護 師	6 人	作業療法士	1 人	
准看護師	人	言語聴覚士	人	

4. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日	午前9時から午後6時まで
月曜日かり金曜日	一十則9時から十後0時まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での緊急時の連絡、訪問看護活動を行っています。

5. サービス内容

- 1) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。
- 2) 事業所は、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

サービスの種類	サービスの内容
健康相談	・健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など)・特別な 病状の観察と助言・心の健康チェックと助言(趣味・生きがい・隣 人とのつながりなど)。
日常生活の看護	・清潔のケア・食生活の援助・排泄のケア・療養環境の整備・寝たきり、床ずれ予防のためのケア・要件を満たした場合の通院・入所などの付き添い・機能訓練に該当する屋外歩行等・終末期の看護・コミュニケーションの援助。
在宅リハビリテーション看護	・体位交換、関節などの運動・日常生活動作の訓練(食事、排泄、 移動、入浴、歩行など)・日常生活用具(ベッド、ポータブルトイレ、補聴器、車椅子、食器など)の利用相談・発生、発語、嚥下訓練等。
精神・心理的な看護	・不安な精神、心理状態のケア・生活リズムの取り方・日常生活自 立の支援・社会生活への復帰援助・事故防止のケア・服薬のケア。
認知症の看護	・認知症のケアと相談・生活リズムの取り方・日常生活自立の支援・悪化防止のケア・事故防止のケア。
介護者の相談	・あらゆる症状、介護、日常生活に関する相談・精神的支援。
検査・治療促進のた めの看護	・慢性疾患 (糖尿病、高血圧、肝臓病など) の看護と療養生活の相談・床ずれ、その他創部の処理・留置カテーテルなどの管理・服薬指導、管理・その他かかりつけ医師の指示により処置、検査。

6. サービス利用料及び利用者負担

介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります。)

①利用料その他の 費用の請求	①利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごと の合計金額により請求いたします。 ②請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月中旬までに、利用者宛
	にお届けします。
	①請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さ い。
	(I)利用者指定口座からの自動振替(毎月26日)
②利用料その他の 費用の支払い	(Ⅱ)事業者指定口座への振り込み(手数料は利用者負担となりま
34/19 2 243211	す)。
	②お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必
	ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに 支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解除した上で、未払い 分をお支払いいただくことになります。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。 但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

- 8. サービス提供の記録等
 - 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録所」等の書面に記載します。
 - 2) 事業所は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録所」その他の記録を作成します。
 - 3) 事業所は、「訪問看護記録所」その他の記録を作成完成後5年間は適正に保管し、 利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。
- 9. サービス提供責任者等

サービス提供に関わる統括責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

連絡先担当者名

電話番号:06-6151-4847 FAX番号:06-6151-4859

諏訪下 大和

10. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

) occourt 1 45111V	19 3 年間がにも生相します。
	利用者の主治医	
主	所属医療機関名称	
治医	所在地及び電話番号	
	緊急連絡先の家族等	
家族等	住所及び電話番号	

11. 虐待の防止

当該訪問看護ステーションは、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、 次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者 諏訪下大和

- 2) 成年後見制度の利用を支援する。
- 3) 苦情解決体制を整備する。
- 4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- 5) サービス提供中に、当該事業者又は養護者(ご利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速 やかに、これを市町村に通報する。
- 12. その他運営に関する重要事項
 - 従業者の勤務体制 適宜交代制
 - 2) 事故発生時の対応

家族・介護支援専門員・関連機関への報告、対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当事業者が加入する保険「賠償責任保険〈訪問看護対応型〉の規定」によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。ご不明な点があれば、上記9.サービス提供責任者等に記載された統括責任者にお問い合わせ下さい。

13. サービス提供のキャンセル

1)次の通りキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承下さい。

時間	キャンセル料
サービス利用当日まで	無料
サービス利用当日※1※2	2,000円

- ※1 当日8:30までにキャンセルのご連絡がなかった場合は、キャンセル料として 2,000円申し受ける事となりますので、ご了承下さい。
- ※2 ただし、利用者の容体の急変など、緊急をやむをえない事情がある場合は、 キャンセル料は不要です。
 - 2) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。また、当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

サービス提供に関する相談・苦情について

よつば訪問看護ステーション 担当者:諏訪下 大和	所在地 大阪府豊中市庄内栄町4-7-14 2階 電話番号: 06-6151-4847 FAX番号: 06-6151-4859
【大阪府診療報酬の窓口】	所在地
大 阪 支 部	大阪府大阪市北区鶴野町2-12
社会保険診療報酬支払基金	電話番号:06-6375-2321 FAX番号:06-6375-0702
【公的団体の窓口】	所在地
大 阪 府	大阪府大阪市中央区常磐町1-3-8 中央大通りFNビル内
国民健康保険団体連合会	電話番号:06-6949-5309 FAX番号:06-6949-5313

14. その他運営に関する重要事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。 看護職員等はサービスの提供に当たって、次の行為は禁止しています。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供。
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食。
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)。
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その 他迷惑行為。
- ⑦看護師等は、介護保険制度上、使用者の心身の機能の維持回復のために療養 上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承下さい。

契約書の内容を確認した上で、居宅サービスの契約を締結します。サービスの契約にあたり 重要事項の説明を受けました。

4	丰	月	日					
			(利用者)	住所_				
				氏名_				
1. 氢化油	ı	/ /卜·如 子、记	よびし を担合	電話_				
上記代理。	人	(代理人を選	仕した場合					
				<u>氏名</u>				®
				電話				
			(事業者)	<u>所在地</u>	大阪府豊	中市庄内	<u> </u>	2階
				事業者名	1		株式会社We	<u>11Be</u>
				代表者名	1		厚見か	おり
			(事業所)	<u>所在地</u>	大阪府豊	中市庄内	<u> </u>	2階
				事業所名	1	よつば討	方問看護ステーシ	/ョン
				説明者名		諏訪下	大和	印

(注) 「代理人」とは、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方です。

【医療保険別紙】

<基本利用料金について>

指定訪問看護(医療保険)を提供した場合の料金(基本療養費)の額は、費用に要した額の1割~3割の支払いを受けるものとする。

但し、一定以上の所得者又は、生活保護世帯等公費受給者証をお持ちの場合は、利用者が 提示する国保・後期高齢者医療保険者証等、各種受給者証等で確認するものとする。

【訪問看護基本療養費】

	看護基本療養費 】		
	訪 問看護 実施者 の	厳 種	訪問看護基本療養費の額 (厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場 合、急性増悪等により特別指示書が交付された 利用者の場合)
	保健師・助産師・看記	護師による場合	週3 日目まで 1日につき 5,550円 週4 日目以降 1日につき 6,550円 ※緊急訪問看護加算 1日につき 2,650円を基本療養費に加算
基本療養費	准看護師による場合		週3日目まで 1日につき 5,050円 週4日目以降 1日につき 6,050円 ※緊急訪問看護加算 1日につき 2,650円を基本療養費に加算
(I)	緩和ケア・褥瘡ケアン 胱ケアに係る専門看記	又は人工肛門ケア及び人工膀 蒦師による場合	同1日に訪問12,850円
	理学療法士・作業療法	去士・言語聴覚士による場合	1日につき 5,550円
		して、訪問看護を行った場合 を算定する日と合わせて週3	3日を限度とし、下記の訪問看護療養費(Ⅱ)を算
基本療養費	保健師・助産師・看該	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき 週4日目以降1日につき	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
養費(Ⅱ)	准看護師による場合	同一日に2人まで 週3日目まで1日につき 週4日目以降1日につき	
	緩和ケア・褥瘡ケア! 胱ケアに係る専門看記	マは人工肛門ケア及び人工膀 蒦師による場合	同1日に2訪問12,850円
	理学療法士・作業療法	去士・言語聴覚士による場合	同1日に2人訪問5,550円 同1日に3人以上訪問2,780円
基本療養費(Ⅲ) 入院中に利用者の試験外泊時 外泊日につき 8,500 円(入院 の利用者は 2 回)			時に訪問看護を行った場合 完中 1 回、但し基準告示第 2 の 1 に規定する疾病等
管	理療養費	理を行った場合	適合し、利用者への訪問看護実施に関する計画的な管 2 日目以降=1 日につき 3,000 円
24 時	間対応体制加 算	利用者又はその家族に対して 【1月につき 6,800円】	て、24 時間の対応体制が必要な場合
1 繁 勻 訪 間 右 進 川 目 1			で主治医の指示により緊急の訪問看護を行った場合 で 2,650 円 月 1 5 日目以降2,000円】
乳 幼 児 加 算 6歳未満の乳幼児に対 【1日につき1,300円			
			こ適合し、特別な管理を必要とする利用者に対して、 引につき 2,500 円又は 5,000 円】
特別	管理指導加算		な者に対して、医療機関の(保険医)等の指示を受け 算を行った場合、退院時共同指導加算に追加して1月
退院	支援指導加算	厚生労働大臣の定める状態等護が必要であると認められた療養上必要な指導を行い、追に限り6,000円】	等にある利用者及び、診療により、退院当日の訪問看 と者に対して、退院するにあたって医療機関以外から 退院日の翌日以降初日の訪問看護を行った場合【1 回 訪問看護が行われる前に死亡した場合も加算となる。

退院時共同指導加算	入院中又は入所中の利用者が、その退院又は退所に当たって当該訪問看護ステーションの看護師が主治医又は医療機関等の職員と共同し、利用者に対して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文章により提供し、初日の訪問看護が行われた場合、1回に限り8,000円(但し、基本告示第2の1に規定する疾病等の利用者は2回迄)
在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文章等により情報共有を行い、看護師がそれをふまえて療養上の指導を行った場合、月1回に限り3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	訪問看護ステーションの看護師等が在宅での療養を行っている利用者で、通院が困難な者の状態の急変等に伴い、当該利用者の主治医の求めにより、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員もしくは相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合、月2回に限り2,000円
難病等複数回訪問加算	厚生労働大臣が定める疾病等又は、特別訪問看護の交付を受けた利用者に対して、1日2回以上の訪問を行った場合。 1日2回の場合 (1) 同一建物内1人 =4,500円 (2) 同一建物内2人 =4,500円 (3) 同一建物内3人以上 =4,000円 1日3回以上 (1) 同一建物内1人 =8,000円 (2) 同一建物内2人 =8,000円 (3) 同一建物内3人以上 =7,200円
複数名訪問看護加算	同一建物内において、複数名訪問看護加算又は複数名精神科訪問看護加算(同時に指定訪問看護を実施する職種及び1日当たりの回数の区分が同じ場合に限る)を同一日に算定する利用者の人数に応じて算定する同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対し、当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て訪問看護を行った場合。看護師等(週1回)同一建物内1人 =4,500円同一建物内2人 =4,500円同一建物内1人 =3,800円同一建物内1人 =3,800円同一建物内1人 =3,800円同一建物内1人 =3,000円同一建物内1人 =3,000円同一建物内1人 =3,000円同一建物内2人 =3,000円同一建物内2人 =3,000円同一建物内2人 =3,000円同一建物内2人 =2,700円看護補助者例に厚生労働大臣が定める場合)(1)目1回の場合同一建物内1人 =3,000円同一建物内1人 =3,000円同一建物内1人 =3,000円同一建物内1人 =3,000円同一建物内1人 =5,000円同一建物内1人 =5,000円同一建物内1人 =6,000円同一建物内1人 =6,000円同一建物内1人 =6,000円同一建物内2人 =6,000円同一建物内3人以上 =5,400円
早朝・夜間深夜加算	早朝・夜間 (6 時~8 時・18 時~22 時) 1 回につき 2,100 円 深夜 (22 時~翌朝 6 時) 1 回につき 4,200 円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回に限り(厚生労働大臣が定める15歳未満の者の場合は週3回)所定額に5,200円を加算する。
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等指定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援 を行った場合【月1回に限り2,500円】

訪問看護医療 DX情報活用加算	電子確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合 【月1回に限り50円】
情報提供療養費	情報提供療養費1 市町村からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る 保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合 【月1回に限り1,500円】 情報提供療養費2 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の通園、通学の当該保育所等から の求めに応じて情提供をした場合 【各年度1回1,500円】 入園、入学もしくは転園、転学等により当該保育所等に初めて在籍する こととなる月については 【月1回に限り1,500円】 情報提供療養費3 保険医療機関等に入院・入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報 提供した場合
ターミナルケア療養費	【月1回に限り1,500円】 在宅で死亡した者、又は特別養護老人ホーム等で死亡した者、(24時間以内に在宅以外又は特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む)に対して、主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について、利用者及びその家族に対して説明した上で、ターミナルケアを行った場合。 (在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡)訪問看護ターミナルケア療養費1 25,000円 (特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がない場合)(特別養護老人ホーム等で死亡)訪問看護ターミナルケア療養費2 10,000円 (特別養護老人ホーム等において看取り加算の算定がある場合)

※その他、訪問看護ステーションにエンゼルケアを依頼した場合、その費用として 15,000 円を別途に徴収いたします。

※尚、医療保険適用外となっておりますので、全額自己負担になります。

○緊急訪問看護加算を算定することに 同意します ・ 同意しません

説明署名 印

【精神科訪問看護基本療養費】

実加利計明手護其木皮業悪の 類					
	 訪問看護実施者の職種	精神科訪問看護基本療養費の額 ^{奪実施者の職種}			
	WALLA DRYNAME B. A. IMIT	精神障害を有する者で主治医から精神科訪問看護指示書の交付を受けた者			
精神		週3日目まで 30分未満 1日につき4,250円			
	保健師・看護師	30 分以上 1 日につき 5,550 円			
	又は作業療法士	 週4日目以降 30 分未満 1 日につき 5,100 円			
	の場合				
科		30 分以上 1 日につき 6,550 円			
本	※精神科緊急訪問看護加算 1日1回につき 2,650 円を基本療養費に加				
神科基本療養費(1)		週3日目まで 30分未満 1日につき3,870円			
		30 分以上 1 目につき 5,050 円			
	准看護師の場合	週4日目以降 30分未満 1日につき4,720円			
		30 分以上 1 日につき 6,050 円			
		 ※精神科緊急訪問看護加算 - 1 日 1 回につき 2,650 円を基本療養費に加算			
		同一建物居住者に対して、訪問看護を行った場合			
精神科訪問看護療養費(I)を算定する日と合わせて週3日を限度とし、下記の精神科					
	護療養費 (Ⅲ) を	と算定する。			
		同1日に2人まで 同1日に3人以上			
梐	10 64 6T	週3日目まで			
神	保健師・看護師 又は作業療法士 の 場 合	30 分未満 1 日につき 4,250 円 30 分未満 1 日につき 2,130 円 30 分以上 1 日につき 2,780 円			
科其		30 分め工 1 日に 23 3,530 円 30 分め工 1 日に 23 2,780 円 週4 日目以降 週4 日目以降			
本		30 分未満 1 日につき 5,100 円 30 分未満 1 日につき 2,550 円			
精神科基本療養費		30 分以上 1 日につき 6,550 円 30 分以上 1 日につき 3,280 円			
費		同一日に2人まで 同一日に3人以上			
$({\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I})$	准看護師の場合	週3日目まで 週3日目まで 1000円 1000円			
		30 分未満 1 日につき 3,870 円 30 分未満 1 日につき 1,940 円 20 八円 1 日につき 2,520 円 20 八円 1 日につき 2,520 円			
		30 分以上 1 日につき 5,050 円 30 分以上 1 日につき 2,530 円 週4日目以降 週4日目以降			
		30 分未満 1 日につき 4,720 円 30 分未満 1 日につき 2,360 円			
		30 分以上 1 日につき 6,050 円 30 分以上 1 日につき 3,030 円			
精神科	特神利其木麻養弗 (TV) 入院中に利用者の試験外泊時に訪問看護を行った場合				
11411111		外泊日につき 8,500 円(入院中1回を限度) 同一建物内において、複数名訪問看護加算又は複数名精神科訪問看護加算(同時に指定			
		同一建物的において、複数名前向有護加昇又は複数名相种科前向有護加昇(同時に指定 訪問看護を実施する職種及び1日当たりの回数の区分が同じ場合に限る)を同一日に算			
	文 名 精 神 科 引 看 護 加 算	定する利用者の人数に応じて算定する			
		同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者に対し、当該訪問看護ステーションの他の看護師等と同時に訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意			
		この他の有護師寺と同時に訪问有護を打りことについて利用有文はての家族寺の同意 を得て訪問看護を行った場合。			
		看護師等			
		1月1回の場合			
		同一建物内 1 人 = 4,500 円 同一建物内 2 人 = 4,500 円			
TF 1/4		同一建物内3人以上 =4,000円			
		1日2回の場合			
训问		同一建物内1人 =9,000 円 同一建物内2人 =9,000 円			
		同一建物内2人			
		1日3回以上の場合			
		同一建物内 1 人 =14,500 円			
		同一建物内 2 人 = 14,500 円 同一建物内 3 人以上 = 13,000 円			
		准看護師			
		1日1回の場合			
		同一建物内1人 =3,800 円 同一建物内2人 =3,800 円			
		同一建物内 2 人 = 3,800 円 同一建物内 3 人以上 = 3,400 円			

1日2回の場合	
同一建物内 1 人 = 7,600 円	
同一建物内 2 人 = 7,600 円同	
一建物内 3 人以上 =6,800 円	
1日3回以上の場合	
同一建物内 1 人 = 12,400 円同	
一建物内 2 人 = 12,400 円同一	
建物内 3 人以上 =11,200 円	
看護補助者又は精神保健福祉士	
同一建物内 1 人 = 3,000 円	
同一建物内 2 人 = 3,000 円同	
一建物内 3 人以上 = 2,700 円	
1日2回の場合	
同一建物内 1 人 =4,500 円	
同一建物内 2 人 =4,500 円	
同一建物内 3 人以上 = 4,000 円	
1日3回以上の場合	
同一建物内 1 人 = 8,000 円	
同一建物内 2 人 = 8,000 円	
同一建物内 3 人以上 = 7,200 円	
利用者・家族等の求めに応じて主治医の指示により緊急の訪問看護を行った場合 【1日1回に限り2,650円】	
科 重 症 患 者 管 理 連 携 加 算 月 1 回に限り 8,400 円又は 5,800 円 (6 か月を限度)	
早朝・夜間 (6 時~8 時・18 時~22 時) 1 回につき 2,100 円	
深夜 (22 時~翌朝 6 時) 1 回につき 4,200 円	
厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時	
間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1回に限り(厚生労働大臣	
が定める 15 歳未満の者の場合は週3回) 所定額に 5,200 円を加算する。	

【その他】

項目		料金	
交通費	営業日 ※やむをえず公共交通機関を使えない場合など、タクシー ーを利用した場合は実費を請求させて頂きます。	1日につき ※別途実費	500 円

※利用者に係る加算項目は下記のとおりです。

	夜間・早朝訪問看護加算	□ 特別管理加算 I		
	深夜訪問看護加算	□ 特別管理加算Ⅱ		
	緊急訪問看護加算	ロ ターミナルケア療養費		
	長時間訪問看護加算	□ 特別管理指導加算		
	複数名訪問看護加算	ロ 退院支援指導加算		
	特別地域訪問看護加算	□ 退院時共同指導加算		
	難病等複数回訪問看護加算	ロ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算		
	24 時間対応体制加算	ロ 乳幼児加算		
	訪問看護基本療養費Ⅲ(外泊日の訪問)	□ 在宅患者連携指導加算		
	看護・介護職員連携強化加算	□ 訪問看護医療DX情報活用加算		
【米	【精神科】			
	夜間・早朝訪問看護加算	ロ ターミナルケア療養費		
	深夜訪問看護加算	口 24 時間対応体制加算		
	ルナエレイ/ Ep た ユレロローア ユサエニ がた	25日子类性担用/15克关曲		
	精神科緊急訪問看護加算	□ 訪問看護情報提供療養費		
	精神科緊急訪問看護加算 長時間精神科訪問看護加算	□ 訪問看護情報提供療養實 □ 特別地域訪問看護加算		
	長時間精神科訪問看護加算 精神科訪問看護基本療養費IV	特別地域訪問看護加算		

^{*}詳細はお気軽にお尋ね下さい